

イベント時の短時間預かり補助について

横浜市イベント開催時の短時間預かり試行実施事業補助金 概要資料

横浜市では、時間的または精神的なゆとりの創出による親子の時間の充実を目的に、「安全・安心」と「使いやすさ」を兼ね備えたこどもが楽しく過ごせる短時間預かりの場所の充実を図っていきます。この度、イベント開催時における短時間預かり事業の補助を開始しました。(今回の補助は、次年度の本格実施に向けたモデル実施事業です。)

1 補助金名称

横浜市イベント開催時の短時間預かり試行実施事業補助金

2 申請受付期間

令和8年1月13日（火）13:00～2月24日（火）16:00

※郵送による場合は必着（消印は無効）

※補助金の支給にはイベント開催日までに横浜市から補助金の交付決定を受ける必要があります。

申請はイベント開催の10日前までに行ってください。申請から交付決定まで審査にお時間を頂戴する場合がありますので期限によらず余裕をもって申請してください。

3 補助対象となる短時間預かり事業

- (1) 市内において開催するイベント等の開催時間中にイベントの主催者が実施する短時間預かりであること。
- (2) 短時間預かりの実施場所は、開催されるイベント等と同一または徒歩10分以内であること。
- (3) 実施する短時間預かりについて、横浜市が定める横浜市イベント開催時の短時間預かり安全基準を満たしていること。
- (4) 横浜市が用意する利用者向けのアンケートを実施し、利用状況、制度・運用面や今後の利用意向等データの収集等を行うこと。
- (5) 横浜市（区役所を含む）から本補助金と同様の目的の補助・助成及び委託を受けていないこと。
- (6) 補助の対象となるイベントの期間

令和8年3月31日までに実施されるもの（イベント実施日の10日前までに申請が必要）

* 「短時間預かり事業」とは

原則として、満3歳から小学校2年生までを対象とした、食事の提供及び介助や午睡などを行わない、4時間未満の預かりを指します。

4 補助金額

上限額：イベント等1回の開催にあたり20万円

ただし、短時間預かりの利用者から徴収する利用料等の総額を差し引いた額とします。

◎ 補助対象経費

対象経費	内容
(1) 人件費	預かり従事者および補助従事者に係る給与等
(2) 報償費	預かり従事者および補助従事者への謝礼に係る費用
(3) 交通費	公共交通機関・タクシー運賃代
(4) 消耗品費	短時間預かり実施に必要な物品等の購入に係る費用
(5) 使用料	会場や器材等使用料に係る費用
(6) 保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用
(7) 委託費	短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用
(8) その他横浜市長が特に必要と認める経費	

※対象経費についてご不明な点は、事前に担当者までお問合せください。

5 必要書類

補助金の申請にあたっては、(1)交付申請、(2)実績報告、(3)補助金の請求の手続ごとに所定の様式の書類および添付書類の提出が必要となります。

(1) 交付申請

- ① 実施計画書
- ② 収支予算書
- ③ 安全基準確認書
- ④ その他市長が必要と認める書類
- ⑤ 各書類に添付が必要な書類

(2) 実績報告

- ① 実施報告書
- ② 収支決算書
- ③ アンケート報告書
- ④ 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- ⑤ 各書類に添付が必要な書類

(3) 補助金の請求

- ① 補助金交付請求書
- ② 添付が必要な書類

補助金の申請にあたっては、必ず「横浜市イベント開催時の短時間預かり試行実施事業補助金交付要綱」をご確認のうえ、お手続きください。

【申請・問い合わせ先】

横浜市こども青少年局地域子育て支援課 短時間預かり担当

電話：045-671-4157 メール：kd-tanjiazukari@city.yokohama.lg.jp (平日 9：00～17：00 受付)